

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0784)

HP版議事録

第2回特定最低賃金専門部会（機械）

令和3年10月22日 非公開

開催日時	令和3年10月22日	13時25分～14時15分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻より前ではありますが、委員の皆様お揃いになりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいまから、第2回目の一般機械器具製造業特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、■部会長にお願いいたします。</p>

	よろしくお願ひいたします。
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>(1) 特定最低賃金額の審議についてですが、その前に、事務局から説明がありますのでお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあるかと存じまして別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。</p>
	【特になし】
部会長	<p>それでは、事務局説明のとおりとしたいと思います。</p> <p>それでは、議題の(1) 特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示をいただきて、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員の方から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>はい。■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労働者側より意見を述べさせていただきます。</p> <p>第1回目の専門部会で、使側からのお話を聞き、特定最賃に対する労使の考え方について、共有ができたかと思います。</p> <p>現在の経済状況が決して良くはないというところは、労側としても感じているところで理解はいたしますが、特定最賃には、群馬県の産業の適正な賃金相場を作るという役割があり、県内の産業の発展や、正規・非正規労働者の格差の是正、自身で賃金交渉をする手段を持たない労働者の人たちの賃金改善と、多くの役割を</p>

	<p>持った重要な取り組みです。</p> <p>そういうところから、今年度、来年度の2年で1,000円到達を目指して、現在の910円との差額90円を、2年かけて引き上げる考え方から、「45円」の要求をします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の皆様から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■です。</p> <p>今、「45円」という引上げ額の提示がございましたけれども、私どもは、従来より特定最賃は不要であるということを主張していました。</p> <p>ここ数年、地賃の方が上がっておりますので、ここは特定最賃を上げずに、地賃に吸収されるのを待つべきである、また、その考え方は別としても、現下の経営環境・経済状況を考えますと、部品不足或いはコロナの問題等々で、決して最低賃金を引き上げるような状況ではない、このような観点から、現状維持「0円」というのを提示したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「45円」の提示がございました。</p> <p>それに対して使用者側委員からは「0円」の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがありまして、ご意見はそれぞれごもっともであります、お互いの示している額に開きが大きいように思います。</p> <p>労使双方の意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないかどうか、もう一度ご意見をお互いにお伺いできたらと思います。</p> <p>まず、労働者側委員の方から、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■より意見を述べさせていただきます。</p> <p>今年度、特定最賃の意向表明をした組織の中で、企業内最低賃金の最も低い組織の額は、952円でしたので、その金額まで引き上げることとして、「42円」を要求いたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p>

	使用者側委員の方は、いかがでしょうか。
使用者委員	<p>はい。■でございます。</p> <p>「42円」ということですけれども、私どもが基本的にベースとして考えておりますのが、いわゆる第4表でありまして、第4表のCランクは今年度0.5%という数字になっております。</p> <p>そこから、910円という数字と計算しますと4.55円、切り下げまして「4円」の引上げということを提示したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの労使双方のご意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「42円」の提示がありました。</p> <p>これに対しまして、使用者側委員からは「4円」の提示がございました。</p> <p>まだ、お互いの提示額の差額が大きいようです。</p> <p>もう一步踏み込んでのご提案はできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員の方、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■より述べさせていただきます。</p> <p>今年度、来年度の3年で1,000円到達を目指して、現在の910円との差額90円を3年かけて引き上げるという考え方から、「30円」を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の方は、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。■です。</p> <p>「42円」から「30円」ということで、こちらも少し考えたいと思いますが、これまで、昨年はちょっと例外として、その前の4年間、これはいわゆる県最賃の目安が20円を超えております。</p> <p>この目安20円を超えた4年間の特定の上昇額を見ますと、16円、19円、21円、22円となっております。</p> <p>この4年間の平均をとりますと、19.5円。繰り上げまして20円ということで、「20円」を提示させていただきたいと思います。</p>
部会長	ありがとうございました。

ただいまの労使双方のご意見を確認させていただきます。
労働者側委員の方からは、引上げ額「30 円」のご提示がございました。
これに対しまして、使用者側委員からは「20 円」という提示がございました。
まだ、お互いの示している額に開きがありますが、さらに一步踏み込んでの提案をお願いできないでしょうか。いかがでしょうか。
まずは、労働者側委員の方から、お願ひいたします。

労働者委員

はい。■より述べさせていただきます。
地賃より優位性のあるセーフティネットであるという考え方のもと、今年の地賃にプラス 1 円ということで、「29 円」を要求させていただきたいと思います。
以上です。

部会長

ありがとうございました。
それでは、これに対しまして、使用者側委員の皆様、いかがでしょうか。

使用者委員

■です。
私どもは、特定というのは地賃を上回って決まったことはまずありませんので、地賃より特定の方に優位性があるという考え方方はございません。

先ほど申し上げましたこの目安額が 20 円を超えている 4 年間、
昨年を除く平成 28 年から令和元年ですね、この 4 年間で、その年の目安との差額を見ますと、平成 28 年が 6 円差、平成 29 年が 5 円差、30 年が 5 円差、元年が 4 円差ということで、この 4 年間の目安との差額が平均で 5 円であります。

そこで、今年度の 28 円から 5 円を引いた「23 円」で提示をしたいと思います。

以上です。

部会長

ありがとうございました。
労使双方から示された額ですが、労働者側委員からは、ただいま「29 円」、使用者側からは「25 円」という提示をいただきました。
労使双方から示された額につきまして、近づいてきてるところではございますが、さらに、もう一歩、踏み込んで歩み寄ることはできないでしょうか。

使用者委員	すいません。「23 円」です。
部会長	<p>失礼いたしました。「23 円」です。「29 円」と「23 円」ということで、今ご提示をいただいたところです。</p> <p>更に、もう一步、歩み寄ることができないかどうか、確認させていただきたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。■です。</p> <p>やはり、特定最低賃金は地賃よりも優位性のあるセーフティネットであるということは、労側として考えております。</p> <p>これには強いこだわりをもっているが、使側の方も歩み寄っていただいているということで、こちら側も歩み寄りさせていただいて、地賃と同額の「28 円」を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員は、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。■です。</p> <p>「29 円」から「28 円」と 1 円歩み寄っていただきましたので、こちらも考えたいと思いますけれども、これまで、先ほど来、目安が 20 円を超えた 4 年間という話をしておりますが、この 4 年間で県最賃と特定との金額差が一番小さかったのが、令和元年の 4 円差です。</p> <p>そこで、今年 28 円の県最賃ですから、4 円差で「24 円」という提案をさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまいただきましたご意見ですが、労働者側委員から「28 円」というご提案、使用者側委員からは「24 円」という提示をいただきました。</p> <p>それぞれのお考えがあって、示された額につきましては、近づいてはきているものの、まだ開きがございます。</p> <p>特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブを發揮することにより設定されるという性格のものでございます。</p> <p>この趣旨をお汲み取りいただいたうえで、もう一度、ご意見をお願いしたいと思いますが、労働者側委員から、いかがでしょうか。</p>

労働者委員	<p>■です。</p> <p>使側の皆さんからの歩み寄りもいただいておりまして、差が4円というところまで詰まってまいりました。</p> <p>ただ、労側としましては、地賃の28円と同額というところが最低限の強いこだわりというところがございまして、なかなか譲れないポイントだというように考えております。</p> <p>ここからの1円という金額については、これまで以上の特に重たいフェーズダウンという形になっておりますので、一度労使で協議を行う時間というのをいただきたいというように思うのですが、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま労働者側委員からは、労使による協議の申出がございました。</p> <p>これにつきまして、使用者側のご意見はいかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。■です。</p> <p>是非これは、全会一致で決めたいというように思っておりますので、先ほど労側のご提案に、使側も同意をしたいというように思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の同意もありましたので、労使において、協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、協議のために、一時休会とさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、休会とさせていただきます。</p> <p>労使委員の皆様が戻り次第、再開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>長時間の協議お疲れさまでした。審議を再開させていただきます。</p> <p>労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。■です。</p> <p>まずは、協議の時間をいただきまして、ありがとうございます。</p>

	先ほど行わせていただきました、労使協議の過程と結論について、労側から一括して報告をさせていただきたいというように思うのですが、よろしいでしょうか。
部会長	はい。お願ひいたします。
労働者委員	<p>それでは、労側としましては、先ほどから申し上げていますように、地賃より優位性のある特定最賃というところには、強いこだわりを持っております。</p> <p>そういう意味で、地賃以下の金額というところはあり得ないという場合には、基本的には考えております。</p> <p>ただ一方で、特定最低賃金というものは、労使のイニシアティブにより決定をしていくものであるという考えでもあることから、歩み寄って「27円」を提示させていただきました。</p> <p>それに対しまして使側からは、歩み寄っての24円であり、「24円」というところは譲れないというような回答がございました。</p> <p>それを受けまして労側としまして、このまま平行線をたどれば、過去から築き上げてきました労使関係による全会一致の決着というところは見いだせなくなる可能性があるというように判断をさせていただきまして、更に歩み寄った形で「26円」を要求させていただいております。</p> <p>それに対しまして使側より、非常に厳しい状況ではあるが、労側の意を汲んで「25円」というようなご提示をいただいて、これで結審の方をして欲しいと強い要望を受けたところでございます。</p> <p>それを受けまして労側として、これまでの労使の関係性と、労使のイニシアティブ発揮により合意を見いだすという考え方から、使側から最大限の歩み寄りであるというように判断をさせていただきまして、「25円」で合意をさせていただきました。</p> <p>労使協議の過程と結論としましては、以上となります。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の皆様から、ご意見ありましたらお願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■です。</p> <p>内容につきましては、今、■委員のお話のとおりでございます。</p> <p>今回は非常に厳しい中で、金額も高いところでのやり取りでしたので、非常に難しかったなという感じがありますけれども、最後、労使関係の維持、信頼関係の維持ということで、双方ともに妥結</p>

	<p>をしたということあります。 労側の皆様方のご判断にも、非常に感謝をしたいと思います。 以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員からご発言がありました。 その他の労働者側委員、使用者側委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
	【特になし】
部会長	<p>公益委員は、いかがでしょうか。</p>
	【特になし】
部会長	<p>ご意見が出尽くしたようです。 まとめますと、労働者側委員、使用者側委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の910円から「25円」引き上げて、時間額で935円とする、ということでよろしいでしょうか。 異議はございませんでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>各委員異議なしのことです。 よって、全会一致で議決いただきましたことを確認いたしました。</p>
	<p>ありがとうございました。 それでは、この後の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。この後の手続について、ご説明いたします。 全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>承知いたしました。 それでは、一時休会とさせていただきます。</p>

	【休会】
【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】	
部会長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書につきまして、説明をお願いいたします。</p>
事務局	報告書の（案）を読み上げさせていただきます。
【報告書（案）朗読】	
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま委員の皆様に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
【異議なし】	
部会長	<p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あての報告とすることといたします。</p> <p>続きまして、答申文の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会長名となっております。</p> <p>答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p>
【答申文（案）朗読】	
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま委員の皆様に答申文の（案）を確認していただきました。この内容でよろしいでしょうか。</p>
【異議なし】	
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもつ</p>

	て答申といたします。
【部会長より基準部長へ答申文を手交】	
部会長	<p>答申が無事に終わりました。</p> <p>各委員のご協力により、全会一致でまとめることができました。大変ありがとうございました。</p> <p>今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長から挨拶を申し上げさせていただき、その後に、今後の予定をご説明いたします。</p>
基準部長	<p>ただいま、■部会長から令和3年度の一般機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月6日に諮問をさせていただきました。</p> <p>その後、委員の皆様には熱心なご議論を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいりますが、併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>今後の予定につきまして、2点ご説明をいたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。つきましては、4業種すべての専門部会において答申をいただいた後に、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>異議申出があった場合には、11月16日（火）に審議会を開催し</p>

	<p>て、審議を行っていただく予定としております。</p> <p>なお、異議申出がなく、官報公示の手續が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で 12 月 29 日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2 点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご了承をいただくこといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後の予定につきまして、説明がありました。</p> <p>1 点目は、効力発生日は他の 3 業種と合わせて同一日になること、また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいって 12 月 29 日となること、しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。</p> <p>2 点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上 2 点の事務局の説明につきまして、説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、そのようにいたします。</p> <p>次に議題の（2）その他につきまして、事務局から何かございましたらよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様から何かござりますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>

部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおろしいでしょうか。
部会長	ありがとうございます。 それでは、非公開事項につきましては、なしと確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でした。